

敦煌本提謂經の研究（上）

——安世高譯分別善惡所起經との類似——

牧 田 諦 亮

(一)

梁の僧祐（四四五—五一八）の出三藏記集卷五に収める、道安の疑經錄以後、新集の疑經僞撰雜錄の中に、

提謂波利經 二卷 舊別有提謂經一卷

右一部 宋孝武時 北國比丘曇靖撰

の一項がある。

この提謂波利經については、すでに三十七年以前に塚本善隆博士が「支那の在家佛教特に庶民佛教の一經典——提謂波利經の歴史——」として、雄篇を發表された（東方學報京都十二の三）。塚本博士は、中國・日本の古章疏類から苦心涉獵して提謂經の佚文を集め計二十一條をその論文中に収めておられる。そのさい、

『提謂經』二卷は既に散佚に歸しているとせられる。尤もわが奈良朝に寫經せられており、寛平七年（八九五）の太政官符に引用せられており、天台宗では當然研究せられねばならぬ祖師の引用經であつたから、將來日本の古寫經中から發見されたり、或はまた『寶車經』の如くに敦煌等から出でた古寫經などから檢出される時があるか

も知れぬが、現在の所では、私は未だこの經の完本の現存するものを知らない。

と解説しておられる。この言葉の通り、十二年前にスタイン將來敦煌文書のフィルムが我が國にもたらされ、京都大學人文科學研究所に、關西諸學者の好意によつて、その引伸寫眞が寄託されるに及んで、私はS二〇五一が提謂經の下卷(巻首欠)であることを知つて、助手に筆寫させて、博士に呈した。博士の多忙を極められる現狀では、この提謂經研究の基礎的な作業について補足されることも困難のように窺われる。改めて昨年七月スタイン本の提謂經を再度書寫したので、これに若干の蛇足を加えて、附印することとした。これには敦煌本(S二〇五一)提謂經下卷(首欠)の全文に、塚本博士が苦心された提謂經佚文二十一條を附し、かつ提謂經の經説と酷似した内容を持つ安世高譯という分別善惡所起經との對比をかゝけて、現存提謂經の全貌を知り得るようにした。かねてからつゞけてきたようなこの種の疑經類の整理は、まことにさくさく砂を嚙むがごとき味氣なきものではあるが、これは中國佛教とくに中世佛教史上に特異の地歩をもつた疑經の研究に不可欠の條件であり、研究推進の上に若干の寄與をすることを信ずるものである。

(I)

敦煌本提謂經についてはブリチッシュ・ミュージアム所藏S二〇五一号の提謂經卷下と、北京圖書館本(敦煌劫餘錄・霜字十五号)の佛説提謂五戒經并威儀下卷・ソ連のアジア民族研究所の敦煌本提謂波利經の三種がある。

スタイン本は、別紙の通りの内容を持つもので、ジャイルズ(L. Giles)に依れば、

六百年頃の良好な寫本、薄いゴールデン・イエロウ紙(golden yellow paper)、二四呎四分の一。

という。

此の經の書寫が六百年頃(隋の文帝開皇二十年は西紀六百年)というジャイルズの判斷は、私見をもつてすればやゝ、甘きに失し、おそらくさらに百年後、玄宗の開元年間位の盛唐期の書寫ではなからうか。塚本博士が集められた提謂經の佚文と比較してみると、該當するものの少ないことは後の本文に照してあきらかである。おそらくそれらはスタイン本に見られぬ提謂經上卷か、または異本の系統に屬するものであらうか。

陳垣の敦煌劫餘錄に記す北京圖書館本霜字十五号は、十八紙三六〇行の佛說提謂五戒經并威儀(下卷)である。

劫餘錄にはその最初の二行の首と最後の二行の尾とを、(下持實處)と記しているが、スタイン本にはこれに該當するものは見られない。おそらくは二卷本提謂經の異本であらう。法華玄義卷十の下に、

又五戒經中、二長者(提謂・波利)得起法忍、三百人得信忍、二百人得須陀洹果、

また法華文句卷四の下に、

五戒經又云歸命、悉施衆生耳、調達臨終稱南無、未得稱佛、便墮地獄、

というこの五戒經は、窺基の大乘法苑義林章卷一に、晉の隱士劉虬の五時教を立てるのを釋する中に、

第一時者、佛初成道、爲提謂・波利等五百賈人、但說三歸五戒十善世間因果教、即提謂等五戒本行經是、未有出世善根器故、

という五戒本行經と同本であらう。今なお北京本は見るできないため、しばらく措いて論じない。

一九一四年のオルデンベルグ蒐集の敦煌本の目録であるメンシコフ編アジア民族研究所所藏中國敦煌寫本文獻目錄第二輯に見られる提謂經卷下の斷簡がある。

これは「言譬如兩病人終不能相扶持師與弟」から「□□得譬如二人在須彌山上僉縲下之一人」に終ることが目錄に記されていて、僅かな斷片ではあるが、本誌一六三・一六四頁の提謂經本文と照し合せて、スタイン本と一致することが知られる。

太子瑞應本起經などに説かれたインドの提謂、波利の二商主の説話にヒントを得て、北魏の曇靖が中國風に撰述した、この提謂經については、望月佛教大辭典や塚本博士の研究に、詳細にその成立の社會的背景や流傳について論じてある。三歸五戒の受持を中心に、佛教徒が守るべききびしい日常生活への反省と實踐とを説いた提謂波利經の成立などについては、加えるべきものはない。ただ提謂經の本文そのものについては若干の疑問が存する。その疑問はまた同時に、提謂經を作り上げた中國佛教にも、全く影響を及ぼすものではないと斷言し得ないものがあることを認めざるを得ない。

(三)

分別善惡所起經一卷は大正大藏經では第十七卷經集部に収められている、後漢安息國三藏安世高譯と傳えるものである。現世での善業によつて善果を得、惡業によつて惡果を得る次第を説いたものである。この種の因果應報を説く經典は、元魏瞿曇般若流支譯の正法念處經をはじめとして、同じく安世高譯という罪業應報教化地獄經や分別罪福經、僧伽跋摩譯の分別業報略經など類經がある。しばらく安世高譯という分別善惡所起經についていえば、佛が舍衛國の祇洹阿難那阿藍で、五道輪廻の衆生を哀れんで、不殺生の五福、不貪の五善、不犯女不邪僻の五善、不兩舌惡口綺語の五善、不飲酒の五善、不持刀杖の五善、孝順敬事の五善、善心好意の五善、不瞋恚の五善、不慳貪

好布施の五善を擧げ、ついで現世の惡業の數々、喜殺生無慈の五惡、偷盜劫人欺詐取財物の五惡、姪妹の五惡、喜兩舌惡口綺語の五惡、飲酒の三十六失、喜持刀杖の五惡、喜瞋恚不和調の五惡、不孝父母不敬長老の五惡、無有禮節輕易憍慢の五惡、不布施の五惡、誹謗賢者の五惡を説きあかしている。たとえば最後の賢者を誹謗した者が得るところの五惡とは、一には不慧、二には少知、三には人の敬まう所とならず、四には太山地獄に入り、太山地獄中に入つて考治されること數千萬歳、五には獄中から出て、生れて人となつても愚癡で識知するところなく、畜生と同例であるとする。この經の後半は、上來の善惡罪福の趣意を、智度論に見られるような形式に同じく、偈頌をもつて再説しているのである。こゝで不思議に思われることは、安世高譯と稱するこの翻譯經典に惡行を行ずれば太山地獄に入ると説くことである。道教の發想になる太山地獄の語をこの太山地獄中に入るのは、この經典が道經的佛經として、翻譯經典ではないかとの疑問を提起させる。しかもこの太山地獄中に入るのは、以上述べた各種の五惡の中に必ず説かれており、また五善の中には「得生天」が説かれる。このような得生天、入太山地獄などの善惡因果の發想は、いかにも道教的佛教を生む中國人の思惟にもとづくものと考察される。經錄によると、この分別善惡所起經は、もつとも早く出三藏記集(五一〇)五一八頃僧祐撰(卷四)の失譯雜經錄にその名を見出す。この前後には、救護身命經、清淨法行經、犯戒罪報輕重經、以金貢太山贖罪經、五道輪轉罪福報應經などの、在家者のための日常生活倫理のおきてを説く中國撰述様の經典が列擧されている。ところがそれから約八十年後の開皇十七年(五九七)に撰述された歷代三寶紀卷四には、これらの失譯經典が一樣に、機械的に安世高譯とされている。それ以後の經錄にはいずれもこれを承けて怪しまない。かくみてくると、翻譯かいなか、何人が譯したかなどについての經錄の記事の、一概に信憑すべきものでないことが知られる。

今、私が問題として提起したいのは、この分別善惡所起經と、提謂經（卷下）とのあまりにも相似した内容についてである。

下記に見られるような、本誌一四六頁以降の提謂經卷下の後半と、分別善惡所起經の本文との酷似は、この兩經の成立が偶然の一致であるとは到底言うことはできないことを示している。

日常生活において慈悲心をもつて終始して殺生をしなければ、長壽を得、安穩を得、兵刃虎狼毒蟲の害を免れ、死しては天に生ずることを得て天上の壽極まりなく、また世間に下生しては長壽を得て百歳にして無病の者ありなどの五福を擧げている一七三頁の兩經の記載について検討すれば、當然に兩經の本文は若干の字の異同を除いては經旨は全く一致する。しかも後漢安世高譯と傳えられる分別善惡所起經の方が、提謂經を模して、その本文を轉用したのではないかとさえ思われる。

また提謂經最後節の、飲酒醉三十六失を説くところは、もちろん智度論（卷十三）にいう飲酒三十五失にもとづくものであろう。淨影慧遠（五二一―五九二）が大乗義章卷七に記す、飲酒の禍六失有りとして、財産を失い、病氣になり、争いやけんかをする、惡名が流布する、怒りが興る、正しい智惠のそこなわれることを説き、またその飲酒三十五失義は古來よく知られているが、これは全く智度論の説を援引したにとどまる。慧遠よりさらに古く撰述された提謂經の飲酒三十六失は、智度論の三十五失を、時代に順應して、より具體的に説きあかし、酒に酔うことをかたくいましめ、酒を慎むべきを強調している。慧遠の大乗義章に記す平盤な戒酒よりも、この提謂經や分別善惡所起經の飲酒三十六失がいかに示唆に富んだ説得力のあるものであつたかは、述べるまでもないことである。ここに中國人撰述の疑經と稱されるもの、實態がよく窺われるのである。この飲酒三十六失についても、提謂經と分

別善惡所起經とは、その三十六失の順序や字句に、いささかの異同はあるが、兩者の經説は全く同一であることは、注目しなればならない。

このような疑經に常に説くところである現實の佛敎界に對するきびしい反省は、本誌一六二頁以降の記載にあきらかである。佛涅槃の後、弟子達は自ら佛法をそこない、持戒なく威儀なく、守戒の者を謗り、外學を雜え、學問はしても實踐は伴わず、經典を讀誦するにもいたずらに抄經にすぎず、ついには經の首尾を知らず、句義を知らず、經本を見ず、このようなことでは遂に佛説はあつても度脱することはできず、かくて死後とともに惡道に墮ちるなどの詳しい記述は、實踐を忘れて片々たる義解に墮した六朝佛敎界への痛烈な批判となつてゐる。

四

安世高譯の分別善惡所起經は、もとより後漢時の翻譯經典ではなく、おそらく六朝時の中國人撰述經典の一種であらう。提謂經が曇靖の著作であることはいうまでもない。この兩經についてはいずれがより古いものであるかについては、確證はないが、經の文體からみて、提謂經がより古いものではないかと推察される。

このような疑經について、その内容の類似は、これよりはやく後期の撰述と推定される像法決疑經と、三階敎の聖典である示所犯者瑜伽法鏡經（いずれも大正藏卷八十五所收）においても見られる。このことについては、私は結城敎授頌壽記念佛敎思想史論集に「佛說像法決疑經について」を寄せて、ふれたことがある。多くの疑經そのものが佛典の精要をとり、それに時代意識をふまえて佛敎徒（僧侶や在俗者をふくめて）の日常生活へのきびしい反省を説くものではある。しかも疑經相互の中にも、提謂經と分別善惡所起經、像法決疑經と瑜伽法鏡經のような特異なもの

がみられる。それらを通じて、六朝時代のよく佛教徒に讀まれ、影響を及ぼした經典の成立や内容について、さらに検討を重ねることによつて、これらの疑經によつて排撃された學解中心の佛教學が、いかにも當時の佛教界の本流であつたかのように解されている日本の中國佛教史觀の誤り、偏見についても注意を向けなければならぬことが指摘されるのである。(以下次号)

大谷大學圖書館には、大正十五年、安田力師が寄贈した「提謂經考」という小冊子が藏されている。古く奈良朝に提謂經・提謂波利經が書寫されたことは、正倉院文書によつても知られる。この頃(唐の玄宗朝)に、疑偽經典であることはすでに經錄で判定が下されているにもかかわらず、なおしきりに讀まれ、書寫された上、我が國にも舶載された提謂經については、江戸時代にも諸宗の學場でとりあげられて、永く日常倫理經典として、平凡な中に佛教の因果應報の精神を説く經典として、關心が高められていた。

提謂經考の撰者大安とは、おそらくは伊勢香取の法泉寺の住持で、若き頃高倉學寮に學び、寛政七年(一七九五)八月擬講となり、享和元年(一八〇一)には學寮で淨土論を講義したという大谷派の學僧大安であろう。享和三年五月入寂という。これは「高倉學寮講者列傳講本」によつた日本佛家人名辭書に記すところである。

「提謂經考」という外題は後人の擬題で、寫本の卷首には、

此領所問考提謂經眞僞存闕約教分齊

と題しているところから、すべて六紙の片々たるこの小冊子は、おそらくは學寮で、誰かに提謂經のことを尋ねられたので、諸經疏を検索してこの稿を成したものであらう。最後に阿毘大安と記すのは、阿毘畜生道におちいるべき大安との遜稱であらう。法苑珠林(卷八十八)・法華玄贊(卷一)・唯識料簡・大乘義章(卷一)・法

華玄義（卷十）、法華玄談（卷四）、出三藏記集（卷四・卷五）・歷代三寶紀（卷九）、開元錄（卷五・卷十八）、貞元錄（卷十三・二十八）など數多くの章疏類によつて、提謂經の歴史を詳記している。今日の我々に比して極めて困難な環境の中で、かくもよく檢索したものと感ぜしめられる。これより先、元祿二年（一五九九）刊行された智山の學匠谷響堂運敵の谷響集卷一にも、提謂波利經眞僞、提謂經說出世益、提謂波利兄弟などの諸項において、質疑應對の形式で提謂經を詳しく説明して、この提謂經という疑經に對する先人の關心の深さを知るのである。大安がこの谷響集をも見たかいはなは記していないが、大安の考證ははなはだ密であり、裨益されるところが多い。なお「提謂經考」の閲覽については大谷大學圖書館高橋正隆課長の御配慮を得た。記して謝意を表する。

佛說提謂經 卷下

用正月一日・五月一日・九月一日、四布案行、

帝王臣民、八夷飛鳥、走狩鬼神^②、行之善惡、

知與四天王、月八日・十五日・盡卅日、所奏同

不、^③平均天下、使无枉錯、覆校三界衆生罪福

多少、所屬福多者卽生天、卽勅下四鎮五羅

大王司命等、增壽益算、下閻羅王攝五官、除

罪名、定福祿^⑤、諸四鎮三公九卿五大夫司徒

司空司馬大將軍四天王等、承天統命、卽遣

竺使銅虎符八王使者風伯雨師、下地獄攝

①用字ノ前ニ法苑珠林卷八十八、八戒功能部（大正五三、九三二b）ニヨリ次文ヲ補ウ。（義楚六帖卷六、

佛祖統紀卷三十三參照）

（又提謂經云）提謂長者曰佛言、世尊、歲三齋、皆

有所因、何以正用正月五月九月、六日齋、用月八

日十四日十五日二十三日二十九日三十日、佛言、

正月者少陽用事、萬神代位、陰陽交精、萬物萌生、

道氣養之、故使太子正月一日持齋、寂然行道、以

助和氣、長養萬物、故使竟十五日、五月者太陽用

事、萬物代位、草木萌類生畢、百物懷妊未成、成

者未壽、皆依道氣、故持五月一日齋、竟十五日、

以助道氣、成長萬物、九月者、少陰用事、乾坤改

位、萬物畢終、衰落無牟、衆生蟄藏、神氣歸本、因

道自寧、故持九月一日齋、竟十五日、春者萬物生、

夏者萬物長、秋者萬物收、冬者萬物藏、依道生沒、

天地有大禁、故使弟子樂善者、避禁持齋、救神故

五官、除死定生、除罪益福、遣諸善神榮護之、

罪多者減壽奪算移名、下閻羅王、十五日、乃

竟用、是故欲避大尊天神天之監司、故使持

是三長齋、是爲^⑦三覆、

八校者、八王日是也、亦是天帝輔鎮五羅四

王地獄王阿須倫諸天、案行比較、定生死、增

減罪福多少、有道意无道意、大意小意、開解

不開解、出家不出家、案比口數、皆用八王日、

何等爲八王日、八王日者、立春・春分・立夏・夏

至・立秋・秋分・立冬・冬至・是爲八王日、天地諸

爾、長者提謂白佛言、三長齋何以正月一日至十五
日、復言、如何名禁、佛言、四時交代、陰陽易位、
歲終三覆八校、一月六奏、三界皓皓、五處錄籍、
衆生行異、五官典領、校定罪福、行之高下、品格
萬途、諸天帝釋太子使者、日月鬼神、地獄閻羅、
百萬神衆等、俱（用正月……ト續ク）以後ノ敦
煌本提謂經ト法苑珠林引用ノ間、文中、若干ノ脫
字異字ナドアリ。

② 法苑珠林ハ走獸鬼龍、神字ナシ

③ 法苑珠林（三本）ハ不

④ 卽勅下、法苑珠林ハ上卽勅

⑤ 定福錄ノ下ヨリ以下 ⑥ 神天之監司ニイタル九十

三字、法苑珠林ニ欠ク。⑦ 法苑珠林ハ故

⑧ 法苑珠林ハ帝釋。⑨ 法苑珠林ハ輪

⑩ 定生死、法苑珠林ハ定生注死。法事讚私記鈔卷下

ニ、三覆八校一月六奏、帝釋輔臣、案行天下、比
校善惡、定生注死、増減罪福トイウ。

⑪ 八王日者、法苑珠林ナシ、謂立春トスル。

神陰陽交代、故名八王日、月八日・十四日・十五日・廿三日・廿九日・卅日、皆是天地用事之日、上下玄望朔晦、皆是錄命上計之日、故使

於此日、自守持齋、以道自救、使不犯禁、自致

生善處^⑭、諸此之日、皆稱南无佛、南者歸、无者

身、佛者覺、故言南无佛、南者側、无者善、佛者

智、故言南无佛、南者禮、无者待、佛者爲受教、

故言南无佛、南者歸、无者身、佛者明、故言南

无佛、南无者爲驚怖、佛者爲覺意、三藐三佛

爲尊佛、急卒三稱南无佛、即得安隱、^釋

⑫法苑珠林ハ是字ナシ。

⑬以道自救、法苑珠林ハ以還自校

⑭法苑珠林ノ引用ハ生善處ニ終ル。(塚本17)

⑮以下ハ、法華文句卷四ノ下(大正三四、五七b~c)

ニ、五戒經云トシテ引用スルトコロト同巧異デアツテ、提謂經ト五戒經トノ類同ヲ知ル。

佛言^⑬、欲求後世富貴者、讀是經、欲求後世衰

壽者、讀是經、欲求生天上者、讀是經、欲求尊

貴者、讀是經、欲求佛道者、讀是經、欲求羅漢

道者、讀是經、欲求黠慧者、讀是經、欲求端政

好者、讀是經、欲得閉三惡道者、讀是經、欲得

无怨惡者、讀是經、不欲作鬼神龍者、讀是經、

欲却生老病死者、讀是經、欲得泥洹道者、讀

是經、奉行如法、所願悉可得、天神祐之、

長者提謂聞佛所說、天地神祇聽察驚喜、白

佛言、幸賴得值佛興、聞其法鼓、得遠三界苦、

⑬法華文句卷十ノ上(大正三三、八〇四a)ニイウ。

次難北地五時義、若言提謂說五戒十善者、彼經但明五戒、不明十善、唯是人教、則非天教、縱以此爲人天教者、諸經皆明戒善、亦應是人天教耶、又、彼經云、五戒爲諸佛之母、欲求佛道、讀是經、欲求阿羅漢、讀是經、又云、欲得不死地、當佩長生之符、服不死之藥、持長樂之印、長生符者卽三乘法是、長樂印者卽泥洹道是、云何獨言是人天教耶、又云、五戒者天地之根、衆靈之源、天持之和陰陽地持之萬物生、萬物之母、萬神之父、大道之元、泥洹之本、又四事本、五陰六衰本、四事卽四大、四事本淨、五陰本淨、六衰十本淨、如此等意、窮元極妙之說、云何獨是人天教耶、又提謂長者得不起法忍、三百人得信忍、二百人得須陀洹、……四天王得柔順法忍、若言提謂是秘密教、一音異解者、不應在顯露初……

(塚本5620等參照)

願發无上正眞道意、諸天龍鬼神及賈人、一
皆歡喜、言蒙佛大恩、乃知大禁、長者提謂等、
乞聽作七日施、佛默然聽許、梵天知佛意、告
提謂曰、佛默然、以爲相許、惟宜用時、長者提
謂及五百賈人、歡喜作百味饌、具甘肥脆美、
奉上世尊、并及諸天龍鬼神、天龍鬼神皆化
身作沙門、光衛世尊、七日七日、施訖、長者提
謂白佛言、五戒爲度、无極爲度、无邊際生死
之難爲度、恐畏我國人皆樂爲善、佛未到之
頃、若有善男子善女人、聞佛五戒、歡喜信樂、

行者爲可轉授與人、不願告其意、

佛言、戒者如船、戒師如船師、自相能善適船、

曉解水意、望風舉帆、候知水道、能不迷者、乃

可作船師、不能者莫自強健、并没溺死海水

中、了无有救、亦无救者、若能自守持佛五戒、

不犯如毛分者、能了解說^脫、中行如中事者、

乃可授與他人戒、授戒之法、先當曉爲弟子

懺除三品之罪、閻浮利地皆是他方清淨佛

國、輕鬆泥犁、此中人宿命皆在他方、犯戒之

人、罪不還墮地獄、福不還生天、搞來生是、是

提謂經佚文（番號ハ塚本博士ニヨル、番号ノミハ本

文中ニ見エルモノ）

1、如來在樹王下成道、於七日中、無人知佛得阿耨

三菩提、唯提胃波利此二居士、明究陰陽、鑿龜

易卜、知佛成道、名樹神、提胃獻麩、四天王奉

鉢、如來受已、始爲提胃、說世間因果（唐・澄

觀撰華嚴經玄談卷四）

2、一六四頁參照。

3、佛言、持五戒爲人、行十善生天、不償作畜生、

慳貪作餓鬼、破戒入地獄、是爲五道之行、提謂

白言、願重說十善行、佛言十善者、同出天地之

數、不殺仁也、不盜智也、不妄言綺語兩舌信也、

此五行屬天、不貪不恚不婬不惡口義也、不飲酒

禮也、此五行屬地、（乃至）身三口四意三、是爲

五戒、分得十善、十善攝五戒（日本・證眞撰法華

玄義私記卷十）

故師當爲弟子除宿命罪、至于今日、生長以

來患癩、所作罪過、先授三品懺悔法、然後乃

授五戒、如法與之、勿令少擅誤脫、誤脫顛倒、

上著下、下著上、授戒文不了了、又不曉分別、

十二惡道及十二因緣五、道中事不曉、護行

未達、五戒義不了、根門不解、鵝鴨虫蟻蚤盲_宜

蠅螿、何行致之、是皆平生爲人時違戒行耶、

但坐師不明、授戒文不了了、或其人性強、不

用師教、師不相人趣、求名譽用供養、故不思

惟五道厄難之時、身不能自救、安能救人、妄

4、五戒者、天下大禁忌、若犯五戒、在天則違五

星、在地則違五嶽、在方則違五帝、在身則違五

藏（隋·智顛撰、法界次第初門上之下）

5、6、一四九頁參照。

7、長者問佛、何故但五、不說四六、佛言、但說五

者、是天地之根、太乙之初、神氣之始、以治天地、

制御陰陽、成就萬物、衆生之靈、天持之和陰陽、

地持之萬物生、人持之五藏安（唐·灌然撰、止觀

輔行傳弘決六之二）

8、提謂波利等問佛、何不爲我說四六戒、佛答、五

者天下之大數、在天爲五星、在地爲五嶽、在人

爲五臟、在陰陽爲五行、在王爲五帝、在世爲五

德、在色爲五色、在法爲五戒、以不殺配東方、

東方是木、木主於仁、仁以養生爲義、不盜配北

方、北方是水、水主於智、智者不盜爲義、不邪

淫配西方、西方是金、金主於義、有義者不邪淫、

授人戒、俱墮厄難、猶如兩病人終不能相救、

授人戒、爲重任大難、

正使沙門持戒、持戒不入法律、行違法律、猶

不當爲他人師、何況、戒不了了、爲不曉持戒、

不知所行、爲不曉求度世道、猶如盲人不見

道、復云何欲示人道智所不信、不持戒者不

曉行之所趣不當妄信、弟子亦不當趣受佛

戒、自大言在我所行身不在師也、是爲兩癡、

俱不得度、兩入惡道、如人私矯稱爲吏、私相

署置官爵、不行沙門慢戒、不承至法、趣授人

不飲酒配南方、南方是火、火主於禮、禮防於失

也、以不妄語配中央、中央是土、土主於信、妄

語之人、乖角兩頭、不契中正、中正以不偏乖爲

義也（隋・智顛撰、仁王護國般若經疏卷二）

9、所持五戒者、令成當來五體、順世五常五德之法、

殺乖仁、盜乖義、淫乖禮、酒乖智、妄乖信、憫

傷不殺曰仁、清察不盜曰義、防害不淫曰禮、持

心禁酒曰智、非法不言曰信、此五不可造次而虧、

不可須臾而廢、君子奉之以立身、用無暫替、故

云五戒（唐・湛然撰、止觀輔行傳弘決卷六之二）

10、不殺過於二儀、不盜如太素、不邪行如虛空、不

妄語如四時（止觀輔行傳弘決卷六之二）

戒如人私相署置、王者覺之、俱兩得罪、慢法

弟子更相授戒、亦復如是、何況、優婆塞、若國

中无沙門男女樂爲善樂戒優婆塞戒俱了

了、曉解行事、有慧慮有權、宜曉度人、如是具

足者、自可授與人戒、但可教化十方、佛比丘

僧自可受俗禮、老者不宜受禮、不得受和南

禮、當數教令持戒護意守行、令脫十惡地、得

生三善處、若後有持律行沙門、當奉手授與

道人、使更受戒、後則无俱兩得度、是爲助

佛化愚、亦人之師、導善本、本立而道生、是故

11、不妄語如四時、身遍四根、妄語亦爾、遍於諸根、

違心說故、火主南方、南方主心、心主舌、舌主

夏、酒亂增火、故不飲酒以防於火（止觀輔行傳

弘決卷六之二）

12、提謂經云、不殺曰仁、仁主肝、木之位、春陽之

時、萬物盡生、正月二月、少陽用事、養育群品、

好生惡殺、殺者無仁、不邪曰義、義主肺、金之

位、七月八月、少陰用事、外防嫉妬危身之害、

內存性命竭精之患、禁私不淫、不飲酒曰禮、禮

主心、火之位、四月五月、太陽用事、天下太熱、

萬物發狂、飲酒致醉、心亦發狂、口爲妄語、亂

道之本、身致危亡、不盡天命、故禁以酒、酒者

無禮、不盜曰智、智主腎、水之位、太陰用事、

萬物收藏、盜者不順天、以得物藏之、故禁以盜、

盜者無智、不妄曰信、信主脾、土之位、三月六

知、五戒師爲重、

佛言、持五戒大難、勤守護心意、令不犯道禁、

可前却如稱、乍低乍仰、持五戒猶如持五

利劍、失一劍五劍盡投地、傷破人身、失一戒

爲失五戒、傷人神入三惡道、无復出期、戒師

爲生行、從三惡道中、拔度弟子、授人五戒爲

已開三惡道爲生從亂劍下救脫弟子爲生

從大火中大獲中手拳弟子出五戒十善

師爲重爲以度人、若後弟子出家、不得宿命、

本師終不得度、雖得餘師、終不成就、受戒而

月九月十二月、中央用事、制禦四域、惡口傷人、

禍在口中、言出則殃至、氣發則形傷、危身速命、

故禁以舌、舌者無信、(唐·法琳撰、辯正論卷一)

13、提謂經說、五百價人將受五戒、先懺悔彼五逆十

惡謗法等罪、得四大本淨、五陰本淨、六塵本淨、

吾我本淨、時提謂等、得不起法忍、三百價人得

柔順忍、二百價人得須陀洹果、四天王等得柔順

忍、三百龍王得信忍、自餘天等發無上道意、十

億天人皆行菩薩十善、(唐·窺基撰、大乘法苑義

林章卷一、法華玄義卷十七、阿彌陀經通贊疏序參照)

14、提謂經云、凡說授戒緣三種所以、一者調和四時

寒陰故、二者不違日月亢陽故、三者令就年中穀

實故(類聚三代格二、年分度者事、寬平七年太政官符)

己行不入律、非佛弟子、師與弟子、俱不相信、終不得度、

佛告提謂、我現身般泥洹、滅度後世名五亂起、

一者王道亂、二者人民亂、三者鬼神亂、四

者九十六種道興、佛道奄蔽、五者正法亂、其

時沙門不行法戒、遊行入出放心無禁、設有

奉戒沙門自守者、衆共非之、妄合無端、詐誣

清白、云此沙門、私行犯戒、外揚清白、此爲諛

諂、白衣人民外學之士、因共信之、衆言能沈

木浮石壞人心戒人意、帝王人民中有黠者、

15、提謂經云、長者提謂白佛言、散華、燒香、然燈、

禮拜、是爲供養、旋塔得何等福、佛言、旋塔有

五福德、一後世得端正好色、二得聲音好、三得

生天上、四得生王侯家、五得泥洹道、何因緣得

端正好色、由見佛像歡喜故、何緣得聲音好、由

旋塔說經故、何緣得生天上、由當旋塔時意不犯

戒故、何緣得生王侯家、由頭面禮佛足故、何緣

得泥洹道、由有餘福故、佛言、旋塔有三法、一

足舉時、當念足舉、二足下時、當念足下、三不

得左右顧視、唾寺中地、(唐·道世撰法苑珠林卷

三十七、又諸經要集卷三)

16、提謂經云、年三長、月六齋、三明日月燈火、下

及八王日、亦名八節日、並須禁之、(法苑珠林卷

八十八、五戒戒相部)

17、一四六頁參照

乃識真人、癡者信之、衆言異口同音、謗訛守

戒清淨之人、令守戒者心不得、令魔因得其

便助動作之、遂共鬪諍、更相陷墮、欲令陷墮

惡道、令清白意疑不信佛道、誹謗沙門、因是

皆墮地獄、受形无竟、是爲五亂、令法毀滅、諸

天不悅、人民不得大福、弟子皆當入淵受形

無數劫、上智者教守戒、自許云、我行菩薩道、

長者提謂白佛言、甚難甚難、天中天、持五戒

爲度一切、爲閉絕三惡道、佛言、爲閉絕十惡

道、一者地獄道、二者畜生道、三者餓鬼道、四

18、年三長齋者、提謂經云、正月本齋十五日、五月

本齋十五日、九月本齋十五日、（三齋因緣、如經

廣說）（新羅・大賢撰、梵網經古迹記卷下末）

19、又白佛言、何故月有六日宜齋、佛曰、八日遣使

者下、十四日太子下、十五日四王下、二十三日

使者復下、二十九日太子復下、三十日四王復下、

皆在世間、錄其善惡、錄籍六卷、五處錄籍定罪

福、是以立六日須齋、助善止惡、（義楚六帖卷六、

三長齋月）

20、一四九頁參照。

21、見其文云、東方太山、漢言代嶽、陰陽交代、故

云代嶽（隋・費長房撰、歷代三寶紀卷九）

者鬼神道、五者奴婢道、六者毒獸道、七者飛鳥道、八者蚤^鼠盲蠅蛾虫蟻道、九者蠶蠅道、十者賭狗道、復有二種苦、一者龍中苦、二者阿須倫中苦、是爲十二惡道、用之則度、不用之墮惡道、隨行受報、持五戒完者、得三善道、一者生天上、二者生人中、三者生十方佛前、犯戒者有十二邪行、愚癡致之布施瞋恚墮龍中、行五度具足心悔愁毒墮阿須倫中、喜諭諂墮鬼神中、喜姪逸犯他人婦女爲飛鳥、姪親族爲鷄鴨、喜劫人剝脫他人衣服墮蟲中、

匿慧不語人、爲土木中虫、好帶弓刀騎乘、後

爲夷人、夷人好獮殺、後爲豺狼、人好觚突、負

責^債不償、後爲六畜、喜着釵華、後爲載角虫、喜

着長衣、後爲長尾虫、喜着木跂、後作有甲虫、人

喜盜竊惡口、後作狗、人喜樂牀坐臥食供養、

无所用心、後作賭、人喜貪咽、後生爲蝻、人喜

樂綵服、後生爲斑鳥、人喜赤口、後爲赤鳴鳥、

人喜野盜藏去所有、後生爲鼠、人喜野田作

藏、後爲野鼠、人喜盜人物、後爲野獸、人喜負

責^債不償、後爲牛馬、人喜水中藏物、後爲鮫魚、

人喜含毒惡口、喜以水沛人、則爲水中毒惡

虫、人喜持不淨糟糠之物施人及奴婢、後作

溷中虫、惡性喜効伎樂、後爲彌猴、教人布施、

不可意則怒、後爲師子、人喜脫人衣冠持頭

軀突人及罵詈沙門形咲禿人、後便白禿、喜

臥熱沙上、復教人、則爲蜥蜴、亦墮龍中、人喜

匿深室、惡口讒人、人无犯者、橫自讒人不自

引負、復惡口刺人、後爲蝮蛇惡蠅、又有三事、

一者從本无中來、二者魔中來作惚惚人、三

者人喜相伍鬪、後爲懊惚虫、罪竟爲蠅、人喜

相糝挫、後爲土蠶、人喜故放上下風、後爲蚍

螺虫、人喜通惡聲、後爲鴟梟鳥、人喜禍語、後

爲野狐、負責不償、借貸不歸、後爲奴婢、人故

強乞、後爲終身客、人喜睡臥、後爲螺螄

虫、凡此卅事、并地獄餓鬼合爲五十二事、爲

微妙惡行五戒中事、曉解五道中有形之類、

曉解行事了了、乃可中爲人師、乃可授人戒、

佛言、千歲欲末時、我弟子自共破我、法不肯

諦、學不隱密、道性粗略、行之行不入法律、終

不得勉^(勉)三塗之難、身自不持戒、不行威儀、設

見智者說戒威儀入律之行、皆言、今日世人

何時能知如是行耶、求道衰遠不可爾也、便

共更相訪効、放心散意、犯戒慢法、已爲作罪、

復作法中、大魔憎上、奉法自守戒者、當衆雷

同四輩、更相謗訛、不自知行違流入三牢、迷

行致之、復於罪中作罪、何以故、自犯戒、復憎

守戒清白者、是爲罪中之罪、惡中之惡者、我

般泥洹後、弟子雜外學、不能專一心、不著正

經、行不究戒、因共往往抄鈔聖典藏本、略現

經抄、令後學者不知經頭尾、不知句義、令人

不度亦不得道、但用不了故、後人不見經本、

依抄授人戒、戒文不了了、不如佛口所出、終

不得脫、是十二惡道、師與弟子自謂得度、不

知行違、死後俱墮惡道、終不得度、戒師不明

戒、弟子不奉師戒、是故入三惡道、

佛言、譬如兩病人、終不能相扶持、師與弟子

不行戒威儀者、如兩病人終不能相擔救、亦

不能相度脫、長者提謂白佛言、甚深微妙、與

人五戒、爲甚難、天中天、爲人重任大難、天中

天、輒如奉行之、不敢違失一事、五百賈人

聞經歡喜、一一內着心中、皆白佛言、一切衆

生欲作行、求保人道、如佛言者、甚難甚難、天

中天、人心一念去、一念來、一適滅、一復生、心

之狡滑、造作无端、百心百念、以成百身、人意難

護、心爲身本、心不可見、不可信、是故知人

身難得、度世甚危甚難、天中天、佛言、如汝所

言、佛語无有異、人身實難得、譬如二人、一人

在須彌山上、^{①⑦}織縷下之、一人在山下、持針仰

迎縷、使入針鼻中、相去三百卅六万里、復有

隨風猛風吹之、寧能使縷值針鼻孔中不、長

①⑦ 法苑珠林卷二十三慚愧篇（大正五三、四五五b）ニ

譬如二人、一人須彌山上ヨリ、求人身難得於此、

ニイタル間ヲ節略シテ言ウ。又提謂經云、如有一

人在須彌山上、以織縷下之、一人在下、持針迎之、

中有旋風猛、風吹縷難入針孔、人身難得甚得過于

是、（塚本2）和語燈錄日講私記卷四二八、提謂波利

五戒經トイウ。

者提謂五百人等、皆言不可相值、天中天、十
劫百千億萬劫、終不能使縷值針鼻中、天中
天、佛言、億億萬劫不可計劫會、復值針鼻孔
中、如是易耳、求人身難得於此、百千万億倍、
不可計倍、不可爲喻、人身實難得、身死欲使
還服人身甚大難、譬如瓦器、互取好細赤土、
以爲器、燒成可用久久、破以棄之、欲令還合
爲本土、可得合不、曰不可合、佛言、棄是破器、
著无人之處、日夜風吹、久久數千億萬劫會、
還與本土合、人死欲還服本人、身難於此、百

千万倍不可爲喻、行戒者少、不持戒者多、受而不行、行而不具、故致百畜身、皆由其心意難制御故、人少百畜多、貴人少賤人多、好人少醜人多、用行戒德者少故也、

佛言、五道之報、皆由心生、心念佛則有佛報、心念人則有人報、想畜獸作畜獸、想飛鶴作

飛鶴、念惡得惡報、念善得善報、種病得病報、種痛得痛報、不種不得、種衰命得衰命、種短

命得短命、種好得好、種醜得醜、種富得富、種

貧得貧、種苦得苦、種樂得樂、種福得福、種罪

得罪、作五道行則五道、不作五道行則无

五道報、作是得是報、不作是則无是報、罪福

自追、如影隨形、罪福錄人、毛分不差、然人以

知罪福有報、猶如人種五穀、種麥得麥、種麻

得麻、如人負責、要當償、不得不償、端見死者、

故殺不止、端見六畜奴婢、來償責不得止故、

復貪盜不知足、端知有頑闇瘡癩癡人故、飲

酒不止、當知、是人心迷意閉、三毒自隨、不得

離三惡道苦、

佛言、人在五道墮大生死厄難之地、劇逢大

逆賊、劇甚於牢獄、是故人當求明師善友、孝

事三尊、信敬善師、隨喜善師、教當以佛意、教

弟子令曉遠罪、了理句義、教使行戒威儀、令

入法律、入律行者、十方佛乃受作弟子、持戒

不完、不行戒威儀者、是人行不入律、不入律

者、十方佛不受、爲非佛弟子、不勉^(免)三苦毒、不

離十二惡道、是爲世間小善人耳、若人得奉

道明師、守戒清淨、无欲道士、承事供養者、譬

如有不肖之人犯大罪者、知某長者與王親

厚、王大敬之、若有所啓、王皆用語、有罪之人

黠慧、知長者言行語用便歸命、長者從其求

哀、長者慈心教罪人言、土俗財貨飲食爲之

重惠、當具禮費、吾當爲汝白王請汝命、罪人

卽具所當、長者卽行啓王、王卽聽之、人得奉

事明師、持戒律道士、亦如罪人事於長者、雖

復有罪所因者強、但當隨師教、師教弟子作

福除殃滅罪、弟子不憂三塗之苦、不慮无常慳

貪、但云无所有不肯奉師教、死後入地獄、悔

毒不可言、生時不承用師教、不益作善、我本

愚癡、愛惜財物、遺與妻子、恨不益作福、我之所

有妻子錢財田宅珍寶、盡留世間、不能追隨

我、我今獨於是受罪、愁毒都无知者、亦无有

來救我者、師往語之、卿平生時而不相信、不

用吾教、當知今日誰有益卿者、其人言、我實

不值、我但念父母妻子兄弟宗親奴婢財寶、

盡在世間、不能救我、我生時、視於師如他人、

如今日師親於父母妻子百億千倍万倍、唯

有三人隨我來、師曰、何等爲三人、其人言、一

者福、二者罪、三者師、是三者與我相隨、父母妻子

兄弟財寶、盡留世間、不能追救我、我悔不奉

師教、師是我累劫親父母、眞師當救我、如是
悔无所耳、

佛以抓取地少土、語長者曰、地土多耶、我所
取抓上土多也、長者白佛言、地土甚多、奈何
比抓上土、佛言、後世間人作我弟子者、如閻
浮利地土、持戒得度如我抓上土、皆入三

惡道中、是故未來世時人、少有能忍謙苦守
戒者耳、設有能守戒行威儀者、此非凡人、人
所不識、反共非之、

佛言、人持一戒完具者有五福、五戒完具者

有廿五福、失一戒有五惡、五善神去之、犯五

戒得廿五惡、廿五善神去之、諸天善神愁憂

不樂、司命減壽、諸惡鬼神屯守門戶、因衰病

之、更相注統、更臥更起、遂行卜問、解奏鬼神、

鬼神遂深入、死亡不絕、世俗凡人不解法者、

謂呼事佛、已反更衰喪、不知其人作行自違、

不親明師、不用禁戒、著意、自致禍殃、反更怨

佛、佛三界至尊、欲令一切得福得度、不欲令

得罪、長者白佛言、何等爲五福五惡、願加大

恩解說令得奉行之

佛言^⑮、人於世間、慈心不殺生、從不殺生得五

福、何等爲五福、一者得長壽、二者世世得安

隱、三者世世不爲兵刃虎狼毒虫之所傷害、

四者死得上天、天上壽無極、福五者從天上

來、下生世間、卽得長壽、今現有百歲无病者、

皆故世宿命、不殺所致、樂死不如苦生、如是

分明、慎莫犯殺也、

佛言^⑯、人於世間、不盜取他人財物、道不拾遺、

心不貪利、從是得五福、何等爲五福、一者財

物日增、二者不亡遺、三者无所畏、四者得生

⑮後漢安世高譯佛說分別善惡所起經（大正一七、五一
七a）

佛言、人於世間、慈心不殺生、從不殺得五福、何
等五、一者壽命增長、二者身安穩、三者不爲兵刃
虎狼毒虫所傷害、四者得生天、天上壽無極、五者
從天上來、下生世間、則長壽、今現有百歲者、皆
故世宿命、不殺所致、樂死不如苦生、如是分明、
慎莫犯殺、

⑯分別善惡所起經（五一七a）

佛言、人於世間、不取他人財物、道中不拾遺、心
不貪利、從是得五善、何等五、一者財物日增、二
者不亡遺、三者無所畏、四者得生天、天上多珍寶、
五者從天上來、下生世間、保守其財產、縣官盜賊
不敢侵犯取其財、今現有保財至老者、皆故世宿命、
不敢取他人財物所致也、亡無多少、令人憂惱亡遺
不如保在、如是分明、慎莫取他人財物、

天、天上多珍寶、五者從天上來、下生世間、常

保守其財物、縣官盜賊不得侵取、今現有保

守財物至老者、皆是故世宿命、不盜取他人

財物所致、亡无多少、令人憂惚少、亡遺不如

保在、如是分明、慎莫盜取他人財物也、

佛言、^㉑人於世間、不犯他人婦女、心不念姪、從

是得五福、何等爲五福、一者不亡錢財、^a二者

不畏縣官、三者不畏人、四者得上生天、天上

玉女作婦、五者從天上來、下生世間、得端政

好婦、今世現有若干婦、皆端政好、^b皆由故

以上ノ二例ニヨリテ理解サレルガゴトク、若干ノ文字ノ異動ヲ除イテハ兩經トモ經旨ニ異ナルトコロハ全ク無イ。以下ハタダソノ所在ト特ニ異ナルトコロヲノミ明シテオク。

㉑分別善惡所起經（五一七a）

a 何等五、一者不亡費、

b 多端正婦、今尊者見有若干婦端正好色、

世宿命、不犯他人婦女所致、現在分明、

慎莫犯人婦女也、

佛言、^{②①}人於世間、不兩舌讒人、不惡口、不妄言、

不綺語、從是得五福、何等爲五、一者語言見

信、二者爲人所愛敬、三者口氣香好、四者死

得生天、爲諸天所敬、五者從天上來、下生世

間、爲人好口齒他人、不敢持惡口汙之、今現

有從生至老、不被口語者、^a皆是故世宿命、護

a 謗

口善言所致、如是分明、亦可慎口、

佛言、^{②②}人於世間不飲酒醉、從不醉得五福、何

②①分別善惡所起經（五一七a、b）

②②分別善惡所起經（五一七b）

等爲五、一者傳言上事、進見長吏、語言不誤、

士官如意、二者家事脩理、常有餘財、三者賈^(任)

借求利疾得、常爲人所愛敬、四者死得上天、

爲諸天所尊敬、五者從天上來、下生世間、爲

人淨潔自喜、黠慧曉事、人飲酒得若干善、

今現有曉事、人自喜皆從^a、故世宿命、不飲酒

所致、如是分明、亦可慎酒、

佛言^(註)、人於世間、喜殺生无慈心、從是得五惡、

何等爲五、一者壽命短、二者多驚怖、三者多

怨仇、四者死後魂魄當入太山地獄中、毒痛

a 黠慧曉事ヨリ人自喜皆從マデナシ。

⑳ 分別善惡所起經(五一八a)

a 四者萬分已後、魂魄入太山地獄中、太山地獄中、毒痛考治、燒炙烝煮、斫刺屠剝、押腸破骨、

欲生不得、犯殺罪大、久久乃出、

考治、燒灸脯煮、斫刺肌肉、屠剝破骨、求死不得、求生不得、殺生罪大、久久乃出、五者從地獄中來、出生爲人、常當短命、又從胎傷而死、或墮地而死、或數十日死、或數百日死、或一年死、或數年死、今現有短命人、若形殘弊創、身體不完具、或跛禿癩、或盲聾瘡癩、或電鼻塞麻、或无手足、孔竅不通利、皆由故世宿命、屠殺射獮羅網捕魚殘殺所致、如是分明、慎莫犯殺、

佛言、^{②4}人於世間、喜偷盜劫人強取他人財物、

②4 分別善惡所起經（五一八a）

不以道理^a、詐欺取人財物、輕稱小升^b、掬尺欺

人、謂之盜、長尺大升重稱侵人、謂之刼、道中

拾遺、取非其物、負責不償、借貸不歸、持頭^賊伍

觸、人詐誣人、因官勢力恐怯^c、人從是得五惡、

何等爲五、一者財物日耗滅、二者王法所疾、

覺得當償、辜多得少脫、三者身未曾安隱、常

懷恐怖、亦爲自欺身、四者死後魂神當入太

山地獄中、考治無數歲、隨所作受罪、五者從

太山地獄中來出生、隨其所負輕重、償其宿責、

或有作奴婢償者、或作牛馬驢騾駝鳥犬

a 求利不以道理、

b 輕秤小斗

c 人詐誣人因官勢力恐怯ナシ。

賭羊雞鵠償者、諸下賤禽獸飛鳥魚鼈之屬、

皆是負責者、故經言、責不腐朽、此之謂、今世

現有下賤畜生之屬、皆從故世宿命、貪利強

取他人財物所致、畜生勤苦如是、現在分明、

慎莫犯取他人財物、

佛言、人於世間、喜姪洩犯他人婦女、從是得

五惡、何等爲五、一者家室不和、夫婦數鬪諍、

亡失財物、二者常畏縣官、拷治鞭杖從事、王

法所疾、自當辜、拷治鞭撻、多得少脫、三者

亦自欺身、常恐畏人、四者死後魂神當入太

d 故經云償不腐朽ノ句不審。

②⑤分別善惡所起經（五一八a、b）

a 亡失財物ハ數亡錢財、

b 二者畏縣官常與捶杖從事、王法所疾、身當備辜、
多死少生、

c 四者入太山地獄中、鐵柱正赤、身常抱之、坐犯
他人婦女、故得是殃、如是數千萬歲、刑乃竟、

山地獄、獄中鬼神燒鐵柱正赤、身當抱之、但

坐犯他人婦女、故致是極殃、如是數千万

歲受形乃竟、五者從太山獄中出生、當爲雞

鶩獸、人神无形、所著爲名、今現有鷄鶩、當路

而姪、不避母子、亦无節度、畜生之屬皆有厭

足、鷄鶩姪、獨无厭足、皆從故世宿命、犯他

人婦女、故致是鷄鶩鷄鶩之身、當爲人所食

噉、如是懃苦不可申說、現在分明、慎莫犯他

人婦女、

佛言、^{②⑥}人於世間、喜兩舌讒人惡口妄言、自貢

②⑥ 分別善惡所起經（五一八b）

高綺語、誹謗聖道、疾賢妬能、啤吡高士、從是

得五惡、何等爲五、一者多怨憎、二者爲自欺

身、從是人皆不信、三者數逢非禍、四者死後

當入太山地獄、獄鬼從項中拔出其舌、若燒

鐵鉤鉤斷其舌、求死不得、求生不得、久久數

千萬歲、受形乃竟、五者從地獄中來出生爲

人、常當惡口口齒免飲吃重語、瘖瘂不能

言、今現有是曹人輩、皆從故世宿命、兩舌讒

人、誹謗聖道所致、如是分明、亦可慎口、

佛言、^②人於世間、喜飲酒醉、從是犯卅六失、何

②分別善惡所起經（五一八b~c）

飲酒三十六失ニツイテハ提謂經所説ト若干順序ニ

等卅六失、一者人飲酒醉、便子不敬父母、臣

不敬君、君臣父子、无有上下、二者醉便言語

常多亂誤、三者醉便兩舌多口語、四者醉人

有陰私伏匿之事、醉便嚙之、五者醉便笑天

扇社、^(扇)不避忌諱、六者醉便臥道中、不能復歸、

亡失所持財物、七者醉便坐起不能自端政、

八者醉便伍仰其頭橫行、或墮溝坑、九者醉

便項覆起、^(覆項)破傷面目、十者醉便賣買常當亂

誤、十一者醉便失事、不憂治生、十二者醉便

所有財物日日消散耗滅、十三者醉便不憂

異同アルノミ。大智度論卷十三ニ記ス飲酒三十五失（大正二五、五一八、b）、ノ影響ニヨルモノデアロウ。三十六失ノ第一ニ第一ニ酒ヲ飲ンデ醉エバ、子、父母ヲ敬ワズ、臣、君ヲ敬ワズ、君臣父子上下有ルコトナシ、十四ニ醉エバ惡罵シ王法ヲ避ケズ、二十七ニ醉エバ經法ヲ敬ワズ、明經ノ賢者ヲ敬ワズ、汰門道人ヲ敬ワズナドニモ、當時ノ社會背景ヲ察知スルコトガデキル。

念妻子飢寒、十四者醉便惡罵、不避王法、十

五者醉便妄入人舍、牽人婦女、語言干悞、其

過无狀、十六者醉便解衣脫褲袴、裸形而走、

十七者醉便人過其傍、欲與其鬪、十八者醉

便噏地嚙呼、驚動四隣、十九者醉便妄殺虫

蠶、廿者醉便打扑舍中什物壞之、廿一者醉

便不別知識親屬尊卑、廿二者醉便爲兒客、

奴婢之所輕慢、廿三者醉便家室視之猶如

醉囚、語言衝口而出、廿四者醉便臥睡覺時、

身體如被病、廿五者醉便吐逆惡露、妻子惡

見其狀、廿六者醉便欲前湯、虎狼无所畏避、

廿七者醉便不敬經法、不敬明經賢者、不敬

沙門道人、廿八者醉便姪泆、无所畏避、廿九

者醉便如狂顛、人人見之皆走、卅者醉便臥、

臥時如死人、无所識知、卅一者醉便或得(抱)電

面、或得酒疽痲黃熱病、卅二者醉便天龍鬼

神皆用酒爲惡、卅三者醉便親厚知識日遠

離之、卅四者醉便踞視長吏、或得鞭撻、或得

塔耳、卅五者醉便死後魂魄當入太山地獄

中、當於獄中、常飲消銅、消銅入口、口焦、入腹

腹燹、銅下過去、如是求生不得、求死不得、如是數千億萬歲受形乃竟、卅六者從地獄中

來、出生爲人、常當愚癡、無所知識、今現有愚

癡、無所識知、人輩皆從、故世宿命飲酒醉所

致、如是分明、亦可慎酒、酒有卅六失、飲酒醉

者、皆犯卅六失、^a

佛說經訖、諸天梵釋諸鬼神

四輩弟子、聞佛所說、皆大歡喜、作禮而去、

佛說提謂經卷下

a 以上八分別善惡所起經トホボ同文ノトコロ。